

岡山県とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密な相互の連携を強化し、双方の資源を有効に活用して、観光振興、地域や暮らしの安全・安心の確保、子育て支援等に取り組むことにより、岡山県の一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し協力する。

- (1) 観光情報などの情報発信に関すること。
- (2) 地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。
- (4) 環境対策に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) その他地域の活性化に関すること。

（連携事項推進のための協議等）

第3条 連携事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

2 連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、県内市町村等との連携を図るよう努めるものとする。

3 連携事項について甲乙間における個別の協定、契約等が締結されている場合には、当該個別の協定、契約等の規定がこの協定に優先するものとする。

4 連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、事業ごとに別途取り決めることとし、必要に応じて細目協定を締結する。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による申し出がない場合は、有効期間は更に1年間延長

されるものとし、以下この例による。

2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関する疑義等が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

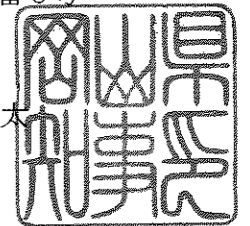
平成28年3月28日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆太



乙 東京都中央区銀座二丁目16番10号

ヤマト運輸株式会社

代表取締役社長

長尾

裕

